

平成30年度 はつが野祭り 11月4日(日)開催

飲食店舗運営計画書

記入日 平成30年 月 日

はつが野祭りに出店いただき、誠にありがとうございます。お手数ですが、下記にご記入いただき、8月31日(金)までに、FAX(またはメール)にて、ご回答・ご返信をお願いします。
↓ 送っていただく先は下記の通りです。 ↓

FAX 0725-24-7453 はつが野自治会館

メール info@hatsugano-jichikai.com

| | | | | | | | |
|----------------|------------------------------------|-------|-----|----------|------|-----|----------------------------------|
| 店舗名 | | 店舗責任者 | | 予想来店数 | | | |
| 店舗人数 | | 携帯電話 | | 固定電話・FAX | | | |
| 熱源 | 自家発電機(ガソリン) プロパンガス 電灯線からの電気 その他() | | | | | | |
| 火気取扱責任者 | | 携帯電話 | | | | | |
| 商品 | | 販売価格 | | 商品 | 販売価格 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 必要 設備 など | 設備 | 必要数 | 供給数 | 設備 | 必要数 | 供給数 | ご希望に添えないこともあります のでご了承をお願いします。 |
| | テント(大) | | | 電源コード | | | |
| | テント(小) | | | イス | | | |
| | 机(長机) | | | | | | |

和泉市消防署の指示により、各露店では、必ず消火器の設置するように求められております。
消火器の種類と持ってこられる本数を下記に記載ください

| | | | | | |
|------------------|--|----|--|---|--|
| 消火器の種類(ABC消火器など) | | 本数 | | 本 | |
|------------------|--|----|--|---|--|

| | | | | | |
|---------|--|--------|--|------|---------|
| 露天営業許可証 | | 持っている | | | |
| | | 持っていない | | 取らない | 取るようにする |

| | |
|------------|--|
| 露天営業許可について | 和泉保険所から、イベント、祭りなどで、露天営業する場合は、【露天営業許可証】を取得、携帯するように指導を受けております。 移動店舗車で、ご出店いただく方は、露天営業許可をお持ちだと思いますが、上記の確認欄にチェックマークをいれてください。 実店舗のみをお持ちの方は、【露天営業許可】を取得していただくか、または露天での調理の必要のない商品の販売をお願いすることになります。 なお、保温する程度のご事は、認められております。 |
|------------|--|

| | |
|-------|--|
| 今後の予定 | 10月15日頃、開催案内および「車両登録届」を送らせていただきます。 10月20日頃、会場の設営場所、設備の支給状況、駐車票、を送らせていただきます。 11月4日(日) 祭り当日は、午前7時30分頃から設営していただくことが可能です。 9時30分開会ですので、準備を進めてください。 閉会は午後3時です。4時頃までに撤収を完了してください。 |
|-------|--|

火気を取り扱う屋台を出店される店舗へのご協力をお願い → 裏面をご覧ください。

はつが野街づくり推進委員会 委員長 荒木和也 tel 090-3209-3755

平成30年8月4日

火気を取り扱う屋台を出店される店舗へのご協力をお願い

1) ガソリン等の貯蔵・取り扱いについて

- a) 燃料に使用される危険物のうち、ガソリンは引火点が約マイナス40度と低く、常温でも可燃性のガスが発生し、漏洩すると床面に沿って広範囲に拡大する特性から、離れたところにある火気、静電気等により容易に気化し火災になる危険性がありますので十分注意してください。
- b) ガソリンは、消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵・保管を行ってください。また保管する場合には、必要最低限の量とし、火気がなく直射日光の当たらない通気性の良いところで保管してください。
- c) 金属製容器等に入ったガソリンを発電機等に燃料補給する場合には、金属製容器等の開口前に圧力調整弁の操作を行い、漏れや溢れがないよう補給してください。
また、その場合に発電機等の機器は、必ず使用を停止してから補給してください。

2) 火気使用器具等の使用について

- a) 屋台等でガスコンロ等を使用する場合は、消火器を設置してください。
- b) ガスコンロ等の周囲には、可燃物等の燃えやすいものは撤去し整理整頓してください。
- c) ガス漏れを防止するためゴムホース等は、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検を行ってください。
- d) プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定してください。